

四日市市総合会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第13号

四日市市総合会館条例施行規則を廃止する規則

四日市市総合会館条例施行規則（平成2年四日市市規則第19号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）
- 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規則（令和3年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		
（押印の省略）		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
規則名	手続又は様式	備考
（略）		
四日市市公有財産規則（昭和39年四日市市規則第39号）	（略）	
四日市市新丁ひろば駐車場条例施行規則（平成22年四日市市規則第49号）	（略）	
（略）		

改正前		
（押印の省略）		
第2条 次の表の左欄に掲げる規則の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に		

掲げる手続又は様式については、当該規則の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

規則名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市公有財産規則（昭和39年四日市市規則第39号）	(略)	
<u>四日市市総合会館条例施行規則（平成2年四日市市規則第19号）</u>	<u>第5号様式</u>	<u>署名をした場合に限る。</u>
四日市市新丁ひろば駐車場条例施行規則（平成22年四日市市規則第49号）	(略)	
(略)		

(財政経営部管財課)